

保証料を上乗せすることで経営者 保証を不要とすることができます

信用保証付き融資において、市内中小企業者の皆さまが一定の要件を満たした場合に、保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する制度等の活用によって、経営者保証を不要とすることが選択できるようになりました。

保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱い

ご利用いただける方

事業者選択型経営者保証非提供制度（横断的制度）

※保証制度を問わない取扱いであり、個別の保証制度ではありません

次の ① ～ ⑤ 全てを満たす法人（※1）

① 過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること

② 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと

③ 次のいずれかを満たすこと

① 直前決算において債務超過でない（※2）

② 直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3）

④ 次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること

① 保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること

② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと

⑤ 保証料の引き上げを条件として保証人を提供しないことを希望していること

（※1）法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、①～③は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合、⑤は問いません。

（※2）貸借対照表において「純資産の額≧0」となること。

（※3）損益計算書において「経常利益＋減価償却≧0」となること。

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）

適用される信用保証料率

ご利用いただける方

③ ①および②のいずれも満たす場合

所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率

ご利用いただける方

③ ①および②のいずれか一方のみを満たす場合

所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率

法人の設立後2事業年度の決算が無い場合

所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率



〈対象要件と信用保証料率の上乗せの整理表〉

直近2期の決算期で	債務超過でない	債務超過である
減価償却前経常利益が連続して赤字でない	信用保証料率+0.25%	信用保証料率+0.45%
減価償却前経常利益が連続して赤字である	信用保証料率+0.45%	対象外

なお、事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証（国補助制度）については、制度実施期間の3年間に渡り、以下のとおりに国による信用保証料の補助が実施されます。

対象となる期間	補助率
令和7年4月1日～令和8年3月31日	0.10%
令和8年4月1日～令和9年3月31日	0.05%

信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

以下のいずれかに該当する方は、保証料を上乗せすることなく経営者保証を不要とすることができます。

通 称	要 件
金融機関連携型	● 取扱金融機関がプロパー融資について経営者保証を不要とし、かつ担保による保全がない融資残高がある（もしくは同じタイミングで上記と同内容の融資を行う） ● 「直近決算期において債務超過でないこと」かつ「直近2期の決算期において減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと」 ● 法人と経営者の一体性解消が図られていることを取扱金融機関が確認している
財務要件型	● 直近決算期において一定の財務要件を満たしている（「財務要件型無保証人保証制度」でのご利用）
担保充足型	● 法人または経営者が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られている

お借入のあるプロパー融資の経営者保証の解除について

金融機関に対して経営者保証を提供したプロパー融資（信用保証協会の保証を付さない融資）について、一定の要件を満たすことを条件として信用保証付き融資への借換ができる、プロパー融資借換特別保証を取扱っています。

ご利用 いただける方

経営者保証を提供したプロパー借入があり、①～④の全ての要件を満たす法人

- ① 資産超過であること
- ② EBITDA有利子負債倍率（※）が10倍以内であること
- ③ 法人・個人の分離がなされていること
- ④ 返済緩和している借入金がないこと

（※）EBITDA有利子負債倍率＝（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）